

公害防止管理者の選任等について 水質関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



水質関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○特定施設の確認

水質汚濁防止法の特定施設の中で
同法施行令別表第1の
第二号～第五十九号
第六十一号～第六十三号
第六十三号の三
第六十四号
第六十五号～第六十六号の二
第七十一号の五及び第七十一号の六
に該当する施設がある。



水質関係の公害防止管理者の選任の必要なし



○有害物質使用の確認

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令「別表第一」に該当する有害物質を使用している特定施設(別紙参照)が設置されており、排水を排出している又は特定地下浸透水を浸透させている。



○排出水量の確認

排出水量が1万 m³/日以上である
(特定工場から排出される平均的な排出水量)



○排出水量の確認

排出水量が1万 m³/日以上である
(特定工場から排出される平均的な排出水量)



【公害防止管理者の種類】

水質関係第1種

【必要な資格者の種類】

水質関係第1種有資格者

【公害防止管理者の種類】

水質関係第2種

【必要な資格者の種類】

水質関係第1または2種有資格者

【公害防止管理者の種類】

水質関係第3種

【必要な資格者の種類】

水質関係第1または3種有資格者

○排出水量の確認

排出水量が1万 m³/日未満～1千 m³/日以上である
(特定工場から排出される平均的な排出水量)



水質関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】

水質関係第4種

【必要な資格者の種類】

水質関係第1～4種有資格者

別紙：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 「別表第一」

水質汚濁防止法施行令 別表第1における番号	ただし書き
第十九号に掲げる施設	(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。)
第二十二号に掲げる施設	(六価クロム化合物又は砒ひ素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。)
第二十三号の二に掲げる施設	(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。)
第二十四号に掲げる施設	(ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。)
第二十五号に掲げる施設	
第二十六号に掲げる施設	(カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。)
第二十七号に掲げる施設	(水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。))又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄磷りんの製造の用に供するものに限る。)
第二十八号に掲げる施設	(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。)
第二十九号に掲げる施設	
第三十一号に掲げる施設	(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。)
第三十二号に掲げる施設	(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)
第三十三号に掲げる施設	(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PET)の製造の用に供するものに限る。)
第三十四号に掲げる施設	(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二―クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。)
第三十五号に掲げる施設	(二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。)
第三十七号に掲げる施設	(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。)
第三十八号の二に掲げる施設	
第四十一号に掲げる施設	(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)
第四十三号に掲げる施設	
第四十六号に掲げる施設	(有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。)
第四十七号に掲げる施設	(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒ひ素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。)
第四十八号に掲げる施設	(ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。)
第五十号に掲げる施設	(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。)
第五十一号に掲げる施設	(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。)
第五十三号に掲げる施設	(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。)
第五十八号に掲げる施設	(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。)
第六十一号に掲げる施設	(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。)
第六十二号に掲げる施設	(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。)
第六十三号に掲げる施設	(液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。)
第六十三号の三に掲げる施設	
第六十四号に掲げる施設	(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。)
第六十五号に掲げる施設	(クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。)
第六十六号に掲げる施設	(カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。)
第六十六号の二に掲げる施設	
第七十一号の五に掲げる施設	
第七十一号の六に掲げる施設	